

資源とごみの分け方 ガイドブック



ごみの現状・集積所
への出し方のルール・
ごみ分別辞典 P1~2

燃やすごみ

P3~4

蛍光灯・電球
乾電池・水銀体温計
使い捨てライター P5

ガラス・
陶磁器類 P6

茶色びん
無色びん
その他びん P7

カン・
金属類 P8

雑誌・紙パック・
その他紙・古布 P9~10

ペットボトル P11

プラスチック
製容器包装 P12

新聞紙
段ボール P13

粗大ごみ P14

自己搬入ごみ P15

家電リサイクル法
対象機器
パソコン P16

事業系ごみ P17

資源物回収
事業 P18

ごみ収集
カレンダー P19

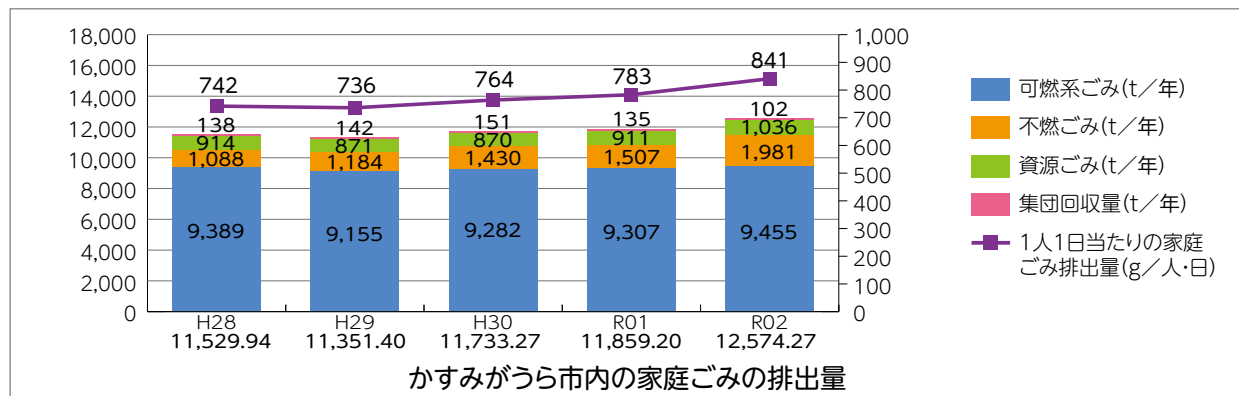
かすみがうら市のごみの現状

本市内の家庭から排出されるごみの処理量は、年々増加傾向となっており、令和2年度には市内全体で年間約12,574t/年となります。

また、1人1日当たりの家庭ごみ排出量(g/人・日)についても、同様に年々増加傾向となっており、令和2年度には約841g/人・日となります。

本市の1人1日当たりの家庭ごみ排出量は国や県の平均より多く、ごみの減量化を進めなければなりません。

今後はごみの発生、排出段階における抑制に取り組むとともに分別排出及び排出ルールを徹底していく必要があります。

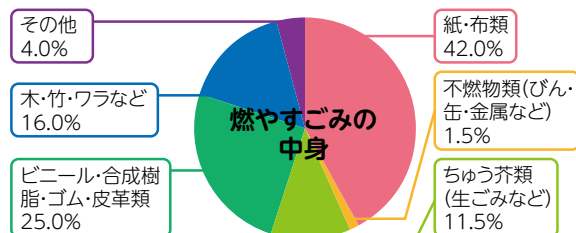


家庭から排出される燃やすごみの内訳

右の図は、本市内の家庭から排出される燃やすごみの過去5年の平均の内訳となります。

燃やすごみには資源化可能なものが多く含まれることから、資源ごみとしての分別排出を徹底する必要があります。

ごみの減量のためにも分別のご協力をお願いいたします。



かすみがうら市内の家庭ごみの排出量

3R(スリーアール)の推進

3Rとは、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の3つのR(アール)の総称です。ご家庭で取り組んでみましょう。

Reduce(リデュース)
廃棄物の発生抑制
ごみを減らそう!

- ・マイバッグを使う
- ・簡易包装商品を選ぶ
- ・買いすぎ、作りすぎ、食べ残しをしない(食品ロス削減)
- ・生ごみの水切りをする

Reuse(リユース)
製品・部品の再利用
繰り返し使おう!

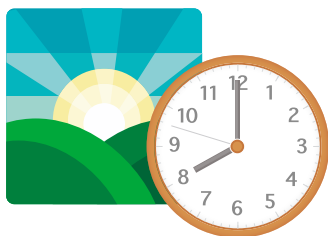
- ・詰め替え用品を購入し、容器などはくり返し使う
- ・フリーマーケットなどを利用して、他の人に使ってもらうなど物を長く使う

Recycle(リサイクル)
再生資源の利用
再び資源として利用しよう!

- ・集団回収を利用する
- ・正しく分別して資源として活用する

集積所への出し方のルール

- 「資源物」や「ごみ」は決められた日の**午前8時まで**にごみ集積所へ出してください。



- 「燃やすごみ」は、必ず**かすみがうら市の指定袋**に入れてごみ集積所に出してください。指定袋は、市内スーパーやドラッグストア、ホームセンター等で販売しています。(令和4年3月末までは、透明または白色の半透明の袋も利用可能です。) また、その他の資源やごみについても決められた出し方でごみ集積所に出してください。
※詳しい出し方は各該当ページで確認してください。



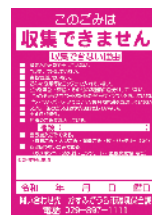
- 引越しやDIY等により家庭から一度に出た大量のごみは、ごみ集積所に出すことはできません。ご自分で霞台クリーンセンターに直接持ち込むか(有料・15ページ参照)、もしくは市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。



- 店舗、事業所から排出されるごみや、業務用品等はごみ集積所に出すことはできません。事業系ごみの処理方法については、17ページをご覧ください。



- ごみ集積所の管理は、利用する皆さんやごみ集積所管理者が行ってください。お互いに協力して清潔に保つようお願いいたします。また、**ルールを守らずに出された「資源物」と「ごみ」は収集いたしません。**啓発用シールを貼付して残していきます。



「ごみ分別辞典」をご利用ください

「ごみ分別辞典」へのアクセス方法

- 1 かすみがうら市公式ホームページにアクセスします。
- 2 画面中段の「ごみ分別辞典」ボタンをタップします。
- 3 ごみ分別辞典ページに移動します。

調べたいごみの品名を、フリーワードや50音順で簡単に検索することができます。



「ごみ分別辞典」
はこちら



ごみの現状・
集積所への出
し方のルール・
ごみ分別辞典

燃やすごみ

乾電池・電球
水銀体温計
使い捨てライター

ガラス・
陶磁器類

茶色びん
無色びん
その他びん

カン・
金属類

雑誌
紙パック
その他紙
古布

ペットボトル

プラスチック
製容器包装

新聞紙
段ボール

粗大ごみ

自己搬入ごみ

家電リサイクル
法対象機器
パソコン

事業系ごみ

資源物回収
事業

ごみ収集
カレンダー

燃やすごみ

令和3年10月から指定ごみ袋制度を導入しました。 (燃やすごみが対象です。)

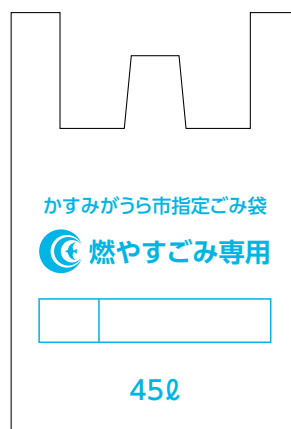
市では、燃やすごみの減量や分別による資源化を進めるため、令和3年10月から、市が指定する袋で排出をする「指定ごみ袋制度」を導入しております。

なお、導入から6カ月間は移行期間(令和4年3月まで)となるため、買い置きの透明又は白の半透明のごみ袋がある場合は、それまでの間にご使用ください。

※透明の袋は、プラスチック製容器包装や古着を出す際に使用できます。(半透明不可)



指定袋の大きさは、「45リットル」、「30リットル」、「20リットル」の3種類になります。なお、形は、持ち運びやすく縛りやすい、「U型袋(取っ手付き袋)」になります。



指定ごみ袋制度とは、市が大きさ・色・形などを指定したごみ袋(燃やすごみ専用)を市民の皆さんが購入し、ごみを集積所へ出す際に使用していただく制度です。なお、霞台クリーンセンターみらいへ自己搬入する場合には、この限りではありません。 ※この指定ごみ袋制度は、袋の値段にごみ処理手数料を上乗せする「ごみの有料化」ではありません。

出せるもの(例)

●生ごみ



●ゴム製品



●ビニール製品



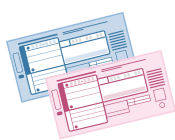
●プラスチック製のおもちゃ



●革製品



●カーボン紙



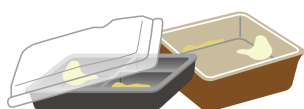
●食品残留物のついた紙



●汚れや濡れがひどい紙類



●プラスチック製容器包装であるが、汚れが残っている容器



●ケチャップ、マヨネーズ、歯磨き粉などのチューブ類、レトルト食品のパックや納豆の容器など



出し方のルール

かすみがうら市指定ごみ袋に入れ、袋の口をしぼって出してください。



生ごみはしっかりと水を切ってください。



燃やすごみ以外のごみを混入しない。



花火やマッチは水に浸してから出してください。



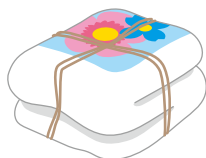
紙おむつの汚物は取り除いてください。



食用油は紙や布に吸わせるか凝固剤で固めてください。



布団で袋に入らない物は、1枚ずつたたんでヒモでしばって出してください。(ダブルサイズ以上は粗大ごみに分別してください。)



植木等を出す際は太さ5cm以下・長さ60cm以下に切り、袋に入らないものはヒモでしばって出してください。(草花や木の根は土を落としてください。)



- ・袋に入らない大きさのものは粗大ごみに区分する。
- ・太さが5cmを超えるか長さが60cmを超える剪定枝は、切断して自己搬入する。(太さ15cm長さ1.5m以下)
- ・焚火等の灰は、水で消火してから1日以上放置し、ビニール袋に入れて霞台クリーンセンターみらいへ自己搬入する。

生ごみ処理容器などの購入費用を補助します

●コンポスト容器



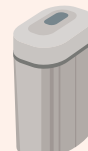
- ◆1世帯当たり2基まで
- ◆購入価格(税抜)の4分の3(1,000円未満は切り捨て)
- ◆限度額4,000円/1基
- ・直接地面の上に置き、土中の微生物の働きを利用して、生ごみを分解・発酵させ、たい肥にできます。
- ・庭や畑などに設置できます。

●EMIぼかし容器



- ◆1世帯当たり2基まで
- ◆購入価格(税抜)の4分の3(1,000円未満は切り捨て)
- ◆限度額2,000円/1基
- ・EMIぼかし(有機物を発酵させた資材)を使って、生ごみを発酵させ、たい肥にします。液肥も取り出すことができます。
- ・台所やベランダ、軒下などに設置できます。

●電気式生ごみ処理機



- ◆1世帯当たり1基まで
- ◆購入価格(税抜)の4分の3(1,000円未満は切り捨て)
- ◆限度額20,000円
- ・電気を使って、生ごみを温風乾燥や微生物による分解の方法により減量、たい肥化できます。
- ・台所やベランダ、軒下などに設置できます。



蛍光灯・電球/乾電池・水銀体温計/ 使い捨てライター

出し方のルール

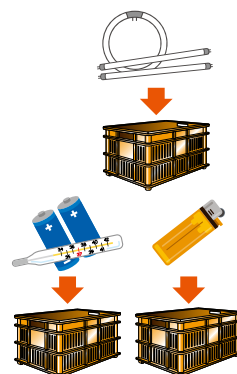
蛍光灯・電球

- 図のように50リットル程度のコンテナに別々に入れて出してください。コンテナ以外の容器で出されたものは収集いたしません。
- 包装は外してください。
- 割れないように出してください。割れたものは透明な袋に入れてください。

使い捨てライター

乾電池・水銀体温計

- 水銀体温計は割れないように出してください。割れたものは透明な袋に入れてください。
- 使い捨てライターは使い切ってから出してください。

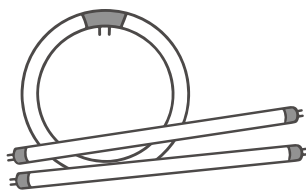


拠点回収（常駐の専用ボックスによる回収）も実施しております。

【回収拠点】千代田庁舎・霞ヶ浦庁舎・中央出張所・千代田公民館・あじさい館・ウェルネスプラザ

出せるもの(例)

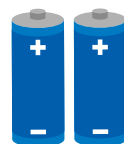
- 蛍光管（直管型・丸管型・電球型 等）
- 水銀灯電球



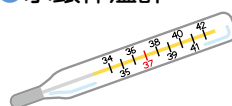
- 白熱電球・常夜球
- 点灯管（グロー管）



- 乾電池・ボタン電池
- 二次電池
- 充電式乾電池



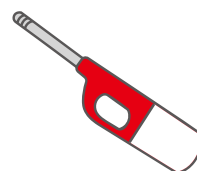
- 水銀体温計



- 使い捨てライター



- 多目的ライター



蛍光灯・電球/乾電池・水銀体温計/ 使い捨てライターとして出せないものの例

- LED型蛍光ランプ・投光器や懐中電灯の本体 等



カン・金属類へ

- オイルライター 金属製のライター



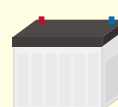
カン・金属類へ

- マッチ



燃やすごみへ

- 自動車用バッテリー等の鉛蓄電池



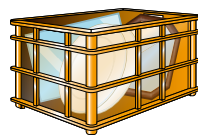
自己搬入へ



ガラス・陶磁器類

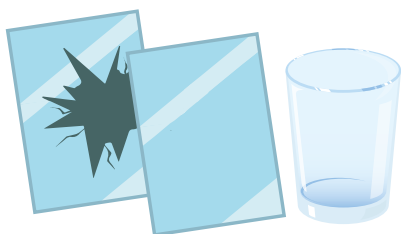
出し方のルール

- 50リットル程度のコンテナに入れて出してください。コンテナ以外の容器で出されたものは収集いたしません。
- 汚れは除去してください。
- 割れたものは、袋などに入れずにそのままコンテナで出してください。



出せるもの(例)

- 板ガラス
- 強化ガラス
- 耐熱ガラス



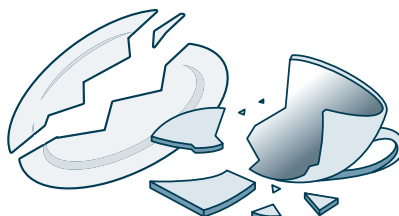
- 瀬戸物
- 陶磁器類



- 鏡



- 割れたガラス・陶磁器類



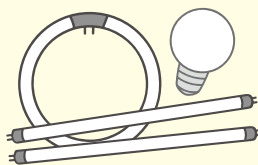
ガラス・陶磁器類として出せないものの例

- ガラス製のびん
(割れたびんも含む)



びんへ

- 蛍光灯・電球等



蛍光灯・電球へ

- 農薬のびん
(カン・金属類)



カン・金属類へ

ごみの現状
集積所への出
し方のルール
ごみ分別辞典

燃やすごみ
燃やさないごみ

蛍光灯・電球
乾電池・
水銀体温計
使い捨てライター

ガラス・
陶磁器類

茶色びん
無色びん
その他びん

カン・
金属類

雑誌
紙パック
その他紙
古布

ペットボトル

プラスチック
製容器包装
その他

新聞紙
段ボール

粗大ごみ

自己搬入ごみ

家電リサイクル
法対象機器
パソコン

事業系ごみ

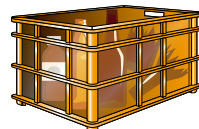
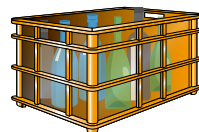
資源物回収
事業

ごみ収集
カレンダー

茶色びん/無色びん/その他びん

出し方のルール

- 50リットル程度のコンテナにそれぞれ分別して出してください。コンテナ以外の容器で出されたものは収集いたしません。
- びんの中は空にし、水洗いしてください。
- キャップは取り外して、分別して出してください。
- 簡単にはがれるラベルは、はがしてください。
- 割れたびんは袋に入れず、同じ分類のびんと一緒に出してください。
- 自己搬入の場合も色分けして搬入してください。



- ・ガラス製のびんは口元の色で判断し、無色、茶色、その他の色に分別してください。
- ・ペンキ等で着色してあるびんは、その他びんに分類してください。

出せるもの(例)

- 茶色のガラス製のびん
(栄養ドリンクのびん・ビールびん 等)



- 無色透明の
ガラス製のびん
(無色の一升びん・牛乳びん・びん詰め用のびん 等)



- 無色・茶色以外の
ガラス製のびん
(青・緑・黒・その他の色)
ワイン等の薄い色の
ビンを含む



茶色びん/無色びん/その他びんとして出せないものの例

- 農薬のびん



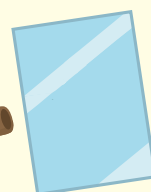
カン・金属類へ

- 瀬戸物類



ガラス・陶磁器類へ

- 板ガラス

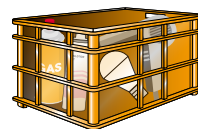




カン・金属類

出し方のルール

- 50リットル程度のコンテナにはみ出さないように入れて出してください。コンテナ以外の容器で出されたものは収集いたしません。
- カン類の中は空にしてください。
- カセットガス缶はカセットコンロから外して出してください。
- ガス缶やスプレー缶等はガスを出し切って穴をあけて出してください。
- 刃物や鋭利なものはテープを貼るか、スチール缶に入れて出してください。
- 電池は、取り外して乾電池に分別してください。
- コンテナからはみ出す大きさの小型家電製品は、粗大ごみに分別してください。
- 金属部分と可燃部分（紙・布・プラスチック、ゴム・皮革等）が合わさった製品は、金属部分が多ければ「カン・金属類」、可燃部分が多ければ「燃やすごみ」になります。



出せるもの(例)

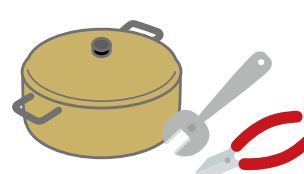
缶類・アルミ箔



小型家電製品



調理器具や工具類(金属製)



スプレー缶



カセットガス缶



小さな金属くず

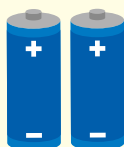


LED電球

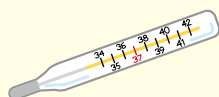


カン・金属類として出せないものの例

乾電池

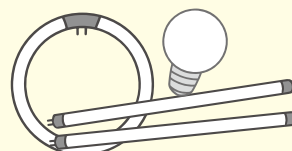


水銀式体温計



乾電池・水銀体温計へ

蛍光管(蛍光灯・電球)



蛍光灯・電球へ

瀬戸物類

板ガラス

ガラス・陶磁器類へ

ごみの現状
集積所への出
し方のルール
ごみ分別辞典

燃やすごみ

蛍光灯・電球
乾電池・
水銀体温計
使い捨てライター

ガラス・
陶磁器類

茶色びん
無色びん
その他びん

カン・
金属類

雑誌
紙バック
その他紙
古布

ペットボトル

プラスチック
製容器包装
その他

新聞紙
段ボール

粗大ごみ

自己搬入ごみ

家電リサイクル
法対象機器
パソコン

事業系ごみ

資源物回収
事業

ごみ収集
カレンダー



雑誌/紙パック/その他紙/古布

出し方のルール

雑誌
紙パック

- 雑誌や紙パックは分別して重ね、別々にヒモで十字に束ねてください。

その他紙

- P10を参照ください。

古布

- 透明なビニール袋に入れるか、ヒモで十字に束ねてください。
- 再利用できるよう、汚さないでください。
- 綿やスポンジの入っている布、濡れや汚れのひどい布はリサイクルできませんので、燃やすごみに分別してください。



出せるもの(例)

● 雑誌

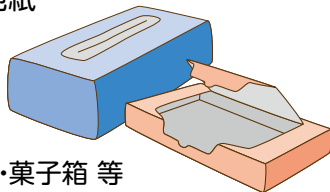


漫画本・専門誌・小説・参考書・辞典・小冊子 等

● アルミ加工がされていない紙パック



● その他紙



包装紙・菓子箱 等
段ボールは混入しないでください。

● 古布



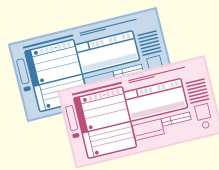
古着類 シャツ・ズボン・セーター・肌着・靴下・シーツ・カーテン・布団カバー

雑誌/紙パック/その他紙/古布として出せないものの例

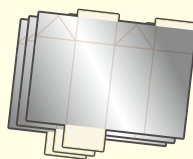
● 汚れや濡れがひどい紙類



● カーボン紙・耐水紙



● アルミ加工がされた紙パック



● ビニール製のレインコート



燃やすごみへ

ごみの現状
集積所への出
し方のルール
ごみ分別辞典

燃やすごみ
乾電池・電球
水銀体温計
使い捨てライター

ガラス・
陶磁器類

茶色びん
無色びん
その他びん

カン・
金属類

雑誌・紙パック
その他紙
古布

ペットボトル

プラスチック
製容器包装

新聞紙
段ボール

粗大ごみ

自己搬入ごみ

家電リサイクル
法対象機器
パソコン

事業系ごみ

資源物回収
事業

ごみ収集
カレンダー

「その他紙」とは、リサイクルできる紙(お菓子の空箱・封筒など)のことです
※「その他紙」には、新聞・雑誌・ダンボール・紙パックは含まれません

「その他紙」の出し方



紙袋に入れてひもでしばり
「その他紙」と書いて出す

ポイント

- テープでとめる場合は
中身が見えるように
- 持ち手が紙以外の場合
はとりのぞく



雑誌の間に挟んで
ひもでしばる



その他紙を束ねて
ひもでしばる

○資源になる紙(その他紙)〔例〕



封筒(ビニールの窓は取る)・
はがき(圧着はがきは除く)など



紙袋・包装紙
(持ち手が紙以外の場合は取る)



コピー用紙・プリント・
ノート・ふせん紙など



食品・お菓子の箱・ティッシュ
ペーパーの箱(ビニールは取る)など



トイレトペーパーやラップの芯



カレンダー



卵やフルーツの紙製の緩衝材



割りばしの袋・メモ用紙など

✕資源にならない紙(可燃ごみへ)〔例〕



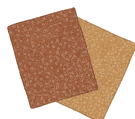
おむつ



防水加工された紙



食品残留物のついた紙



紙やすり



洗剤箱やにおいのついた紙

「その他紙」はこんなものに生まれ変わります



新聞紙



ダンボール



コピー用紙



紙の箱



トイレトペーパー

など

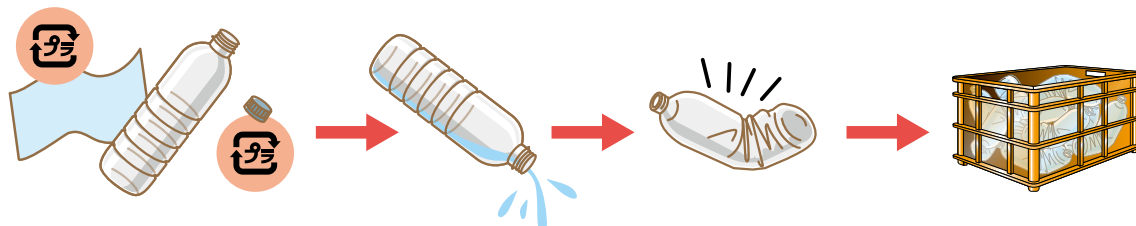


ペットボトル

出し方のルール

- 必ずキャップやラベルは取り外して、分別して出してください。
- 中を水洗いしてください。
- 横方向へつぶしてください。(足でふみつぶしたり、ペットボトルつぶし機などを利用してください。)
- 50リットル程度のコンテナにはみ出さないように入れて出してください。

コンテナ以外の容器で出されたものは収集いたしません。



出せるもの(例)



このマークが
目印です



PET

PETボトルの識別表示マーク

収集の対象となる指定PETボトルには、ラベル部分とボトルにこのマークがついています。
分別収集はこのマークが付いたものに限ります。

リサイクルできるPETボトルの種類です。
(資源有効利用促進法に基づく識別表示指定を受けているもの)

清涼飲料用	茶系飲料、炭酸飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、果汁飲料、コーヒー飲料 などの容器
酒類用	焼酎、本みりん、洋酒、清酒 などの容器
特定調味料用	しょうゆ、しょうゆ加工品、アルコール発酵調味料、みりん風調味料、食酢、調味酢、ノンオイルドレッシング などの容器
乳飲料等用	ドリンクタイプのはっ酵乳、乳酸菌飲料、牛乳・乳飲料 などの容器

ペットボトルとして出せないものの例

- 指定PETボトルではない以下の容器
 - ・食用油脂を含むもの(食用油、オイル成分を含むドレッシング等)
 - ・香辛料の強いもの(ソース、焼肉のたれ等)
 - ・非食品用途全般(洗剤、シャンプー、化粧品、医薬品等)

汚れが落ちるものは

プラスチック製
容器包装へ

汚れが落ちないものは

燃やすごみへ



プラスチック製容器包装

出し方のルール

- プラスチック製容器包装とは、商品を消費したり取り出した時に不要になるプラスチックでできた容器・包装のことをいいます。
- 対象となるのは、商品に「プラマーク」の表示が付いているものです。
※分別に際しては、必ず「**プラマーク**」の有無をご確認ください。
- 中身を使い切り、汚れがあるものは、水ですすいだり、ふき取るなどしてください。
※汚れのひどいものは、水質負荷に繋がりますので、燃やすごみにお出してください。
- 市販の**透明なビニール袋**で出してください。(半透明なビニール袋は使えません。)
- 金属等が使用されているものは入れないでください。

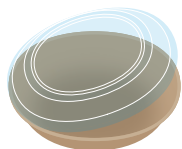


目印はこのマーク!

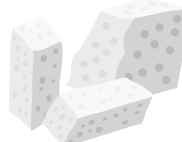


出せるもの(例)

- コンビニ弁当の容器
- レジ袋
- おかし・パンなどの袋
- シャンプー・洗剤の容器 (詰め替え用含む)



- プリン・カップ麺の容器
- たまごの容器 (プラスチック製のみ)
- 発砲スチロール
- ペットボトルのふた・ラベル



プラスチック製容器包装として出せないものの例

- プラスチック製容器包装であるが、汚れが残っている容器
コンビニ弁当の容器、ケチャップ、マヨネーズ、
歯磨き粉などのチューブ類、レトルト食品の
パックや納豆の容器など



燃やすごみへ

- プラスチック製容器包装ではないもの(対象外のもの)

CD、DVD、プラスチック製のおもちゃ、
歯ブラシ、バケツ、洗面器、ハンガーなど



燃やすごみへ

ポリタンクなど



粗大ごみへ

肥料袋、医療系廃棄物など



収集できないもの

ごみの現状
集積所への出
し方のルール
ごみ分別辞典

燃やすごみ

蛍光灯・電球
乾電池・
水銀体温計
使い捨てライター

ガラス・
陶磁器類

茶色びん
無色びん
その他びん

カン・
金属類

雑誌
紙パック
その他紙
古布

ペットボトル

プラスチック
製容器包装

新聞紙
段ボール

粗大ごみ

自己搬入ごみ

家電リサイクル
法対象機器
パソコン

事業系ごみ

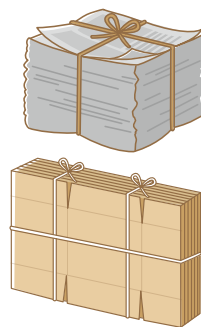
資源物回収
事業

ごみ収集
カレンダー

新聞紙/段ボール

出し方のルール

- 新聞紙・チラシ・1枚単位の紙は別々にヒモで十字に束ねるか、新聞店配布の紙袋で出してください。
- 段ボールは開いてからホチキスの針や粘着テープ等を取り除き、90cm以内にたんでヒモで十字に束ねてください。
- 濡れや汚れのひどいものや、カーボン紙や耐水紙は、リサイクルできませんので、燃やすごみに分別してください。



出せるもの(例)

●新聞紙



新聞紙

チラシ

●段ボール



段ボール

新聞紙/段ボールとして出せないものの例

●包装紙、菓子箱等



その他紙へ

●汚れや濡れのひどい紙、段ボール、カーボン紙



燃やすごみへ

●個人情報等が含まれた書類等



燃やすごみへ

または

自己搬入へ



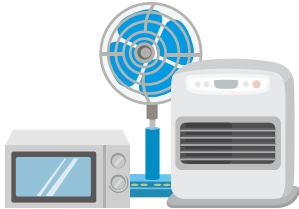
粗大ごみ

出し方のルール

- 長さ1.5m以上、または重さ20kg以上のものは自己搬入してください。
- 引越しやDIY等で多量に発生した場合は、自己搬入してください。
- ストーブの燃料は抜いてください。
- 電池は、取り外して乾電池に分別してください。

出せるもの(例)

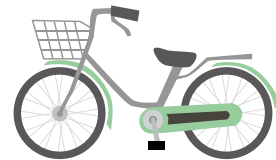
●小型家電製品



●イス



●自転車



●ポリタンク



●カーペット・絨毯など (6畳以下)



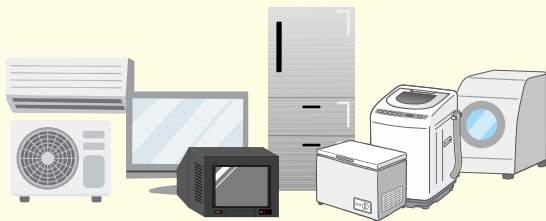
●大型のおもちゃ 等



粗大ごみとして出せないものの例

●エアコン

テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)
冷蔵庫・冷凍庫
洗濯機・衣類乾燥機



家電リサイクル法対象機器へ

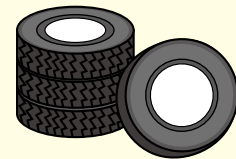
●小型家電製品

(コンテナに入るもの)



カン・金属類へ

●タイヤ



タイヤ販売店へ

ごみの現状・
集積所への出
し方のルール・
ごみ分別辞典

燃やすごみ

蛍光灯・電球
乾電池・
水銀体温計
使い捨てライター

ガラス・
陶磁器類

茶色びん
無色びん
その他びん

カン・
金属類

雑誌
紙パック
その他紙

ペットボトル

プラスチック
製容器包装

新聞紙
段ボール

粗大ごみ

自己搬入ごみ

家電リサイクル
法対象機器
パソコン

事業系ごみ

資源物回収
事業

ごみ収集
カレンダー



自己搬入ごみ

自己搬入とは？

市民の方や市内の事業者の方が、ご自身で排出した資源やごみをご自身で霞台クリーンセンターみらいに運ぶ方法です。

※自己搬入する際は、分別してから車両に積み込んでいただくと、処理施設で荷降ろしがスムーズにできます。



粗大ごみ



古布



燃やすごみ



それぞれ分別して
積み込み

出せるもの(例)

●多量に発生するごみ

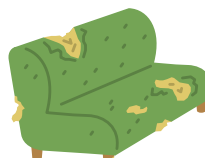


引越し



DIY

●大型家具



ソファ



タンス

取り扱わないものもありますので、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

霞台クリーンセンターみらいの紹介

場 所 小美玉市高崎1824-2

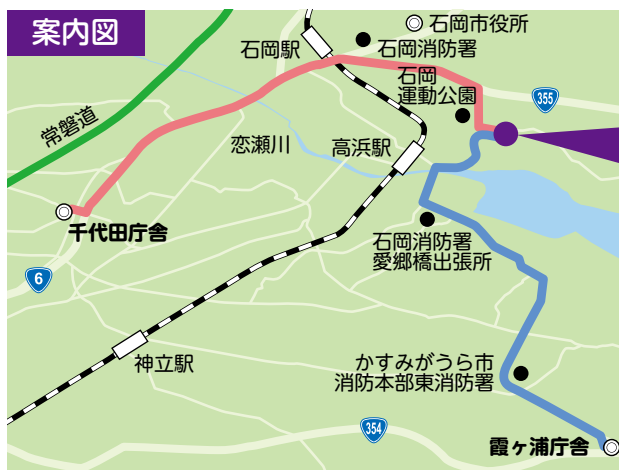
電 話 0299-26-0246

受 付 日 月曜日から土曜日(祝日を含む)
(年末年始は休みとなります。)

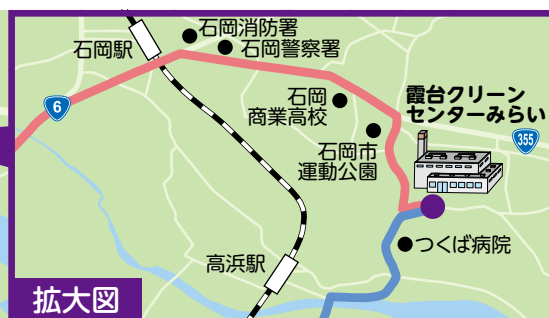
搬入料金 一般家庭ごみ:10kgにつき100円
事業系ごみ:10kgにつき200円
※10kg未満の場合は各料金になります。

受付時間 午前8時半から午後4時半

案内図



拡大図



霞台クリーンセンターみらい 地図

千代田庁舎から約10km、車で約18分
霞ヶ浦庁舎から約12km、車で約20分

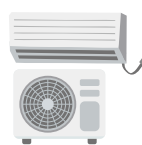


家電リサイクル法対象機器

家電リサイクル法対象機器(家電4品目)

対象機器は、下記の「家電4品目」と呼ばれるものです。製造メーカーによって処分に必要となるリサイクル料金が異なるので、製造メーカー名を確認しておきましょう。対象となる「家電4品目」は、以下のとおりとなります。(いずれも家庭用機器のみ)

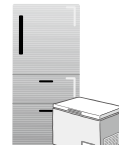
- エアコン
- テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機



エアコン



テレビ(ブラウン管、
液晶・プラズマ)



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・
衣類乾燥機

対象となる廃棄物(家電4品目)の処理方法

対象となる廃棄物(家電4品目)は集積所に出すことはできません。

廃棄する場合は以下の3通りの方法があります。

※いずれの場合も料金については依頼先へ別途お問い合わせください。

(1)お近くの家電小売店に相談して引き取ってもらう。

※家電製品の買い替えや、その小売店で過去に購入した製品に限って回収を行う場合が多いのでご注意ください。

(2)郵便局で家電リサイクル券を購入し、家電リサイクル法指定引取場所へ搬入する。

①メーカー名等を確認し、郵便局でリサイクル料金を支払います。

※品目・大きさやメーカーによって、リサイクル料金が異なります。

間違いが無いようにお支払いしていただき、「家電リサイクル券」を受領してください。

②「家電リサイクル券」を持って、対象となる廃棄物を指定引取場所へ搬入してください。

(3)収集運搬業者に依頼する。

一般廃棄物収集運搬業の許可業者へ依頼してください。

家庭から排出された家電を回収する事業者は、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要なため、許可を得ていない回収業者には、家電製品を絶対に引き渡さないでください。

依頼したい業者が分からない場合は、右記へお問い合わせください。

【指定引取場所】

イバラキ流通サービス株式会社
かすみがうら市栄倉5685-1
☎ 029-832-1800

【問合せ先】

環境保全課

☎ 029-897-1111

【インターネットでの検索方法】
「かすみがうら市家電リサイクル法」で検索



パソコン



「PCリサイクルマーク」の付いたパソコンは、廃棄する際に新たな料金を負担なく、廃棄できます。

対象となるパソコン

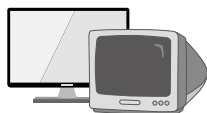
回収対象となるパソコンの種類は、以下のとおりです。※タブレット端末は対象外です。



● デスクトップ
コンピュータ本体



● ノートブック
パソコン



● パソコン用
ディスプレイ装置
(ブラウン管式・液晶式)
※有機EL式ディスプレイは含まない。

家庭系パソコンの回収方法

①廃棄するもの(コンピュータ本体、ノートパソコン、ディスプレイ)の購入した年を確認します。

パソコンに保存されているデータは使用者・排出者の責任であらかじめ消去しておくことが望ましいです。2003(平成15)年10月以降に販売された製品は無料で回収されます。これ以前に販売された製品は有料で回収されることがあります。

②メーカー名を確認し、問合せ窓口を調べ、回収を申し込みます。

※パソコンのメーカーが分からない場合は、「一般社団法人パソコン3R推進協会」へお問い合わせください。☎ 03-5282-7685

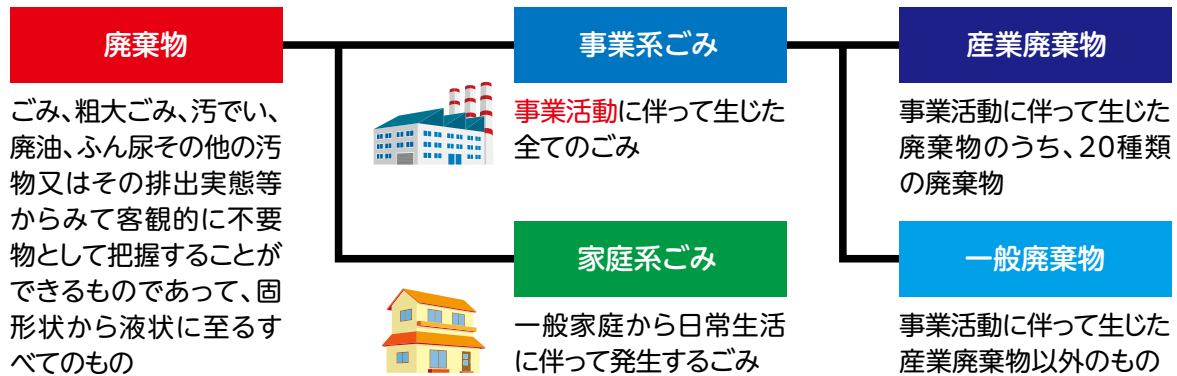


事業系ごみ

「事業系ごみ」とは

「事業系ごみ」とは、事業活動に伴って生じた全てのごみを指します。

事業活動には、商店、会社、飲食店、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁等による公共サービスなど、事業所が行う全ての活動が含まれます。



事業系ごみの処理方法

市では収集しません!

事業者は、その事業活動に伴って排出されるすべての廃棄物について、その廃棄物が産業廃棄物に区分されるか一般廃棄物に区分されるかにかかわらず、全般的に処理責任を有します。

①許可業者に委託する場合

事業系ごみは、家庭系ごみとして排出することができませんので、処理については、廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた業者(許可業者)に委託してください。(料金については、各許可業者にお問い合わせください。)

②自己搬入(自社運搬)する場合

一般廃棄物については、霞台クリーンセンターみらいに搬入出来ます。 手数料:10kgにつき200円
産業廃棄物については、産業廃棄物処分業者へ自己搬入する場合でも、守るべきルールがありますので、ご注意ください。

廃棄物の減量化・資源化

廃棄物の減量化・資源化を行うことはメリットがたくさんあります。

①処理コストの削減

減量化・資源化を進めることでごみの量が減ると、ごみ処理に係るコスト削減になります。特に資源化可能物は買い取ってくれる場合もあり、分別を徹底することで大幅なコスト削減につながる可能性があります。

②企業のイメージアップ

地球環境問題に関心が高まっており、会社全体でごみの減量化や資源化を推進することは、企業のイメージアップにつながります。

事業所の皆様へ

詳しくは、「事業系ごみの減量とリサイクルの手引き」をご覧ください。





資源物回収事業

資源物回収事業

再資源として利用できる資源物を団体で回収する事業のことです。



資源物回収事業補助金

市では、再資源として利用できる資源物の積極的な集団回収を促進するため、あらかじめ資源物を回収する団体として市に登録をした団体に補助金を交付しています。

回収した資源物に、1キログラムあたり5円を乗じた額+基本額5,000円が補助金額となります。ただし、1団体あたり35,000円が上限となります。

(例)回収量が1,589kgだった場合…

$1,589\text{kg} \times 5\text{円} + \text{基本額} 5,000\text{円} = 12,945\text{円}$

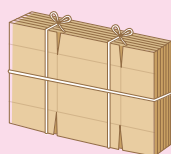
対象となる団体

あらかじめ資源物を回収する団体として市に登録をした団体

※子ども会関係の団体だけではなく行政区や任意団体等も対象団体となります。

対象となる資源物

再資源として利用できる資源物が対象となります。※資源物買取業者によっては、対象とならない資源物もあります。



段ボール



新聞紙



雑誌



アルミ缶



スチール缶



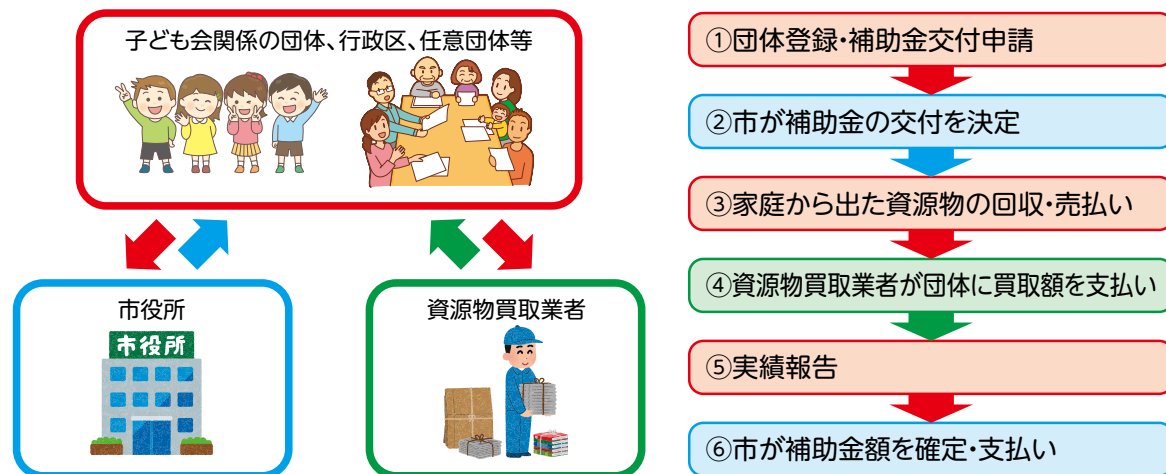
ビール瓶



一升瓶

補助金交付までの流れ

資源物回収事業を実施しようとする団体は、市に団体登録・補助金交付申請をし、市から交付決定を受けます。団体は、資源物買取業者に買取を依頼し、買取額を受け取ります。その後、資源物回収事業の実績を市へ報告し、補助金を受け取ります。



様式等は霞ヶ浦庁舎環境保全課のほか、千代田庁舎窓口、中央出張所で配布しています。また、かすみがうら市ホームページからのダウンロードも可能です。



ごみの現状・
集積所への出
し方のルール・
ごみ分別辞典

燃やすごみ

蛍光灯・電球
乾電池・
水銀体温計
使い捨てライター

ガラス・
陶磁器類

茶色びん
無色びん
その他びん

カン・
金属類

雑誌
紙パック
その他紙
古布

ペットボトル

プラスチック
製容器包装

新聞紙
段ボール

粗大ごみ

自己搬入ごみ

家電リサイクル
法対象機器
パソコン

事業系ごみ

資源物回収
事業

ごみ収集
カレンダー

ごみ収集カレンダー

ごみの収集日は地区によって異なります。
お住まいの地区の収集日をご確認ください。

	A・C地区 志筑地区、新治地区(市村・根当・八幡下周辺を含む) 稲吉一丁目～五丁目地区 稲吉東一丁目～六丁目地区、角来地区 美並地区、安飾地区、佐賀地区	B・D地区 七会地区(国道6号、土浦・千代田工業団地より西側) 下稲吉小学校付近～大塚団地～逆西11区周辺地区 稲吉南一丁目～三丁目地区 下大津地区、志士庫地区、牛渡地区
燃やすごみ	毎週 月・木曜日	毎週 火・金曜日
蛍光灯・電球	奇数月 第1 火曜日	奇数月 第1 月曜日
乾電池・水銀体温計		
使い捨てライター		
ガラス・陶磁器類	偶数月 第1 火曜日	偶数月 第1 月曜日
その他びん	毎月 第2 火曜日	毎月 第2 月曜日
無色びん	毎月 第3 火曜日	毎月 第3 月曜日
茶色びん	毎月 第4 火曜日	毎月 第4 月曜日
カン・金属類	毎月 第1・3・5 金曜日	毎月 第1・3・5 木曜日
雑誌	毎月 第1・3・5 水曜日	毎月 第1・3・5 水曜日
紙パック		
その他紙		
古布		
ペットボトル		
プラスチック製容器包装	毎月 第2・4 金曜日	毎月 第2・4 木曜日
新聞紙・段ボール		
粗大ごみ	毎月 第2 水曜日	毎月 第4 水曜日

※ごみ収集は年末年始はお休みとなります。期間については、かすみがうら市広報誌やホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先



かすみがうら市市民部環境保全課

〒300-0192 茨城県かすみがうら市大和田562
TEL 029-897-1111 FAX 029-897-1243

かすみがうら市
公式ホームページ

